

**令和4年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費について**

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当については、次のとおりです。

(歳入)

・引上げ分の地方消費税交付金額(社会保障財源化分) **134,249 千円**

(歳出)

・引上げ分の地方消費税交付金を充てた社会保障施策に要する経費 **576,820 千円**

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	自立支援介護給付費	278,457	211,969	0	0	25,799	40,689
	小計	278,457	211,969	0	0	25,799	40,689
社会保険	介護保険特別会計繰出金	264,513	17,529	0	0	95,834	151,150
							0
	小計	264,513	17,529	0	0	95,834	151,150
保健衛生	乳幼児・子ども医療扶助	33,850	1,336	0	0	12,616	19,898
							0
	小計	33,850	1,336	0	0	12,616	19,898
合計		576,820	230,834	0	0	134,249	211,737

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。